

の目的が水産業の漁船である以上は、農林省がこれは所管するのが適当ではないかという考え方を持つわけあります。

○江熊哲翁君 恒と大臣に……

○委員長(木下辰雄君) 今のことに関連しておりますか。

○江熊哲翁君 恒と関連しないが、僕は資材の問題について恒と、機構問題ですから関連していると思いますが……

○委員長(木下辰雄君) 関連しているならばよろしいのでございます。

○江熊哲翁君 大体関連している。ちよつと大臣には聞いて貰いたいと思いま

す。只今の漁船行政の問題について大臣の御所見を承つたのであります。が、私はこういつたようなことは資材行政の面においても、そういうことが今後起り得るのじやないかと思うし、更に私共の多年主張しているところの資材の製造、配給の方の行政とい

ます。只今の漁船行政の問題につ

いて大臣には聞いて貰いたいと思

うが、僕は恒と大臣には聞いて貰

いたいと思つたのであります。が、

本朝はからずも、この漁業經營者

團体連盟の連中からの。この委員会に

対する要望があつたのであります。が、今後水産業の發展上非常に妥当な措置ではないか、こう思うのであります。が、本朝はからずも、この漁業經營者

團体連盟の連中からの。この委員会に

対する要望があつたのであります。が、

非常に重要な問題でもあります。が、

ありますし、私共從來屢々これにつ

いて政府を要望しておつた問題でもあります。が、この行政機構の問題が取上げられる際でありますので、こういつては相當まだ曲折を経なければならぬと考えていますが、必ずこれを実現したい。こう思つてあります。

○國務大臣(森幸太郎君) 御質問の農水產用具の問題であります。が、現在では農林省として当然所管せなければならぬ肥料でありますとか、農器具、漁網、綱といふものは統制の關係でありますか、商工省の所管になつておる

であります。このことは私としても農林行政上是非とも農林省が所掌すべきものであるということを強く感じております。そこで、今回組織法の改正にござおりまして、今回組織法の改正によりましては、御承知の通り水產廳設置法によつてこれが行われるのであります。が、それについて特に第一條に水產廳設置法の一部を改正することを挙げまして、漁網綱の生産ということが商工省に移管されておつたのであります。が、これを除きまして、水產廳自体

は、農林省がこの漁網綱を生産し得るようになります。が、これについて今千田委員から御質問があつたそくであります。が、これに對して大臣は率直にありのままの経過を御発表になつたそくであります。が、これについて今千田委員から御質

問があつたそくであります。が、これに對して大臣は率直にありのままの経過を御発表になつたそくであります。が、これについて今千田委員から御質

新聞等にも出ております通り、折角漁網用として與えられた綿糸が、他に闇流しなつておるというような事実から考えましても、これは結局漁網というものの重要性を商工省が感じておらないという結果であるうと私共考えますので、これは先程申しましておる。このことは私としても

新規用として與えられた綿糸が、他に闇流しなつておるというような事実から考えましても、これは結局漁網というものの重要性を商工省が感じておらないという結果であるうと私共考えますので、これは先程申しましておる。このことは私としても

新聞等にも出ております通り、折角漁網用として與えられた綿糸が、他に闇流しなつておるという結果であるうと私共考えますので、これは先程申しましておる。このことは私としても

案件と申しますか、修正ができないと

すれば、大臣の意向を聞かないで水産

輪において、なんとかそこに詰合いで

できるようふうに御努力をなすつた

当局がこれを案を立てた筈はないので

ら如何かと思うのであります。が、これ

が、併し本当の心持は修正案のよう

に落着かして行きたいというこれは氣

持であろうと思うのであります。故に

私はこれは政治問題として農林大臣に

率直にお氣持を伺つて置きたいと思ひ

ますが、これは我が參議院の水產委員

会が運輸委員会といわゆる連合審査の

機會を数回繰返しても、この水產当局

が考へておるような、或いは我が水產

委員会が構想しつつあるような修正案

は、簡単にその結論を出すことはむず

かしいと思うんです。なか／＼今の段

階においては私は不可能であるとさえ

思うぐらいであります。そういうよう

なこの事実の上に立つて、一つのこれ

は法案でありますので、勿論立法府た

る我が水產常任委員会は独自の見地で、大いにこの上程せられたものは思ひぐらいであります。そういうようなこの事実の上に立つて、一つのこれ

は法案でありますので、勿論立法府たる我が水產常任委員会は独自の見地で、大いにこの上程せられたものは思ひぐらいであります。そういうようなこの事実の上に立つて、一つのこれ

の点……

というようなことでなくして、内閣の内

輪において、なんとかそこに詰合いで

できるようふうに御努力をなすつた

当局がこれを案を立てた筈はないので

ら如何かと思うのであります。が、これ

が、併し本当の心持は修正案のよう

に落着かして行きたいというこれは氣

持であろうと思うのであります。故に

私はこれは政治問題として農林大臣に

率直にお氣持を伺つて置きたいと思ひ

ますが、併し本当の心持は修正案のよう

に落着かして行きたいというこれは氣

持であろうと思うのであります。故に

私はこれは政治問題として農林大臣に

率直にお氣持を伺つて置きたいと思ひ

ますが、併し本当の心持は修正案のよう

に落着かして行きたいというこれは氣

持であろうと思うのであります。故に

私はこれは政治問題として農林大臣に

率直にお氣持を伺つて置きたいと思ひ

ますが、併し本当の心持は修正案のよう

に落着かして行きたいというこれは氣

持であろうと思うのであります。故に

うな定着性の水産物、こういうものを目的とする漁業、これが根付漁業と考えられておつたのです。これは從来通りでございますが、それ以外に二種から五種までを追加をいたしましたわけでございます。

第二種は、いわゆる小型の定置漁業であります。これは從來の案では水深十五メートルよりも浅いところにあります。定置漁業は、これはいわゆる定置漁業権から外しておられます。許可漁業としてこれをやつて行くといつもりでおつたのであります。これもいろいろ研究をいたしました結果、むしろ小型の定置漁業はこれを漁業協同組合に與え、そしてその團体的規制によつてこれを行使して行くといふふうに改めた方が適當であろうといふとから、今回の共同漁業権の内容に採入れたわけであります。それから第三種は、地曳、地潛、船曳、銅付、「しいらづけ」、「つきいそ」であります。これは從來の特別漁業及び専用漁業の一部が入つておるわけであります。これも從來の考え方では許可漁業として、或いは自由漁業としてやつて参り、その調整は漁業調整委員会においてこれを調整して行くという方式をとつておつたのですが、それを改めまして共同漁業の内容として取り入れるということにいたしたのであります。

それから第五種は封鎖性水面で営む漁業で前四号以外のもの、これは湖沼で、大きな湖沼、例えば琵琶湖でございますとか霞ヶ浦、八郎潟こういうようないいな湖沼はこれはむしろ海と同じような規律でやつて行くわけであります。が、それ以外の湖沼、つまり小さな湖沼等でありますと、いわゆる封鎖的な水面で行われるものにつきましては、その対象にいたしますものが海藻、貝類である場合のみでなく、魚類でありますものにつきましても、これを包含いたしまして、共同漁業権というふうな内容にこれを包含する。そうして協同組合が自治管理できるというふうにいたしたのであります。

は「かき」の養殖業及び内水面における魚類養殖業を内容とする区画漁業権につきましては、漁業協同組合又は連合会に自営でない場合にこれを與えるという規定がございませんでしたのでござりますが、今回それを新らしく追加いたしましたのであります。

第二の大きな修正点は優先順位についての規定でございますが、優先順位につきまして定置漁業権の優先順位につきまして修正いたしました。從來法文ではつきりいたしておりませんでござつたところの漁業協同組合、又はこれに準する漁民團体で自営いたしました場合に、みづからこれを經營いたします場合には、第一次に優先せしめるというふうに考えております。ただこの自営をいたします團体は地元の地区内に住居を有する漁民が、その世帯単位で七割以上これを含む場合というふうに限定いたしておるのであります。併しながらその自営の條件につきましては、これは從來と行き方を変えているわけでありまして、從來の自営をすることのできる協同組合につきましては、大体いろ／＼の條件をつけております。みずから漁業を經營いたします場合に、或いはその従業員の三分の二以上が組合に入つてなければいかん、或いは又その出資の限度につきまして、出資の口数の……、組合員の有する出資口数の全部が総口数の過半数でなければならない。或いは又從業者の三分の二以上が組合員又は同世帯の者でなければならない。いろ／＼の條件がついておつたのであります、今はそれを改善いたしまして、むしろ協同組合がみずからこれを自営するかどうか、その自営の意思決定というもの

を重視する。出資又は従事関係等の経営内容の規制はむしろ外しまして、漁業協同組合の組合員がみずから營むることを欲するかどうかというこの意思決定を重視する。従つて五にちよつと書いてございますが、漁業協同組合の漁業自営の條件を「組合員の三分の一」以上の書面による同意」とする。つまり組合員の三分の二以上がみずから營むことをするということを書面で同意するときに入れを認めるというやり方に変えたわけであります。

それから第二次優先といたしまして、漁業生産組合的なものにつきましては、これを第二次優先として扱うということに考えております。但し北海道につきましては北海道の定置漁業はその從業者の大半が内地からの出稼ぎに俟つことが非常に多いわけであります。そういうような事情からいたしまして、特に生産組合的なものを第二次優先と認めない、同格というふうに考えておりますわけであります。尙特例としていたしまして、孤立部落における村長組合的なものに特別優先を認めましたのは、これは大体從來の案と同様であります。

次に今回の重要な修正点の第三点は、市町村の漁業調整整委員会を設置しないことにしたのであります。從來の案では市町村漁業調整委員会、海区漁業調整委員会、それから連合海区漁業調整委員会、中央漁業調整審議会、こういうふうになつていてるのであります。今回の改正で共同漁業権というものが設けられました。相當廣い範囲において漁業協同組合に権利を與えて、そうしてその團体的規制によつて、その間の自治統制を行ふという措置ができる

ようになつておりましたので、從來の
ような市町村調整委員会の仕事といふものについても、その必要性が薄らい
で参りました関係もあります。尙財政
の事情その他等を考え併せて、今
回の案は市町村漁業調整委員会はこれ
を設置しないことといたしましたので
あります。

それから次に修正の重要な点の第
四点は、漁業権等の補償についてでござ
ります。これは從來の案では基準年
度が、昭和二十一年度から二十三年度
までの三ヶ年平均こういうことになつ
ておつたのであります。が、昭和二十三
年七月に漁業権調査を実施いたしま
して、七月以前の一年間、つまり昭和
十二年七月一日から、二十三年六月三
十一日までの一ヶ年間の数字が纏つて
おります。これは正式な調査の法則に
基く調査でありますから、確実だと考
えますので、むしろ我々といたしま
ては、この数字を取ることが正しか
うということに考えましたのであります
。この数字を取ることに相成りま
した關係上、補償金の総額において、若
干の増加を見るよう相成つております
。大体参考までに補償金の関係を想
じますと、これはお手許に配付してござ
います資料を御覧頂ければ分かるかと思
えておりますが、補償金額が、全体で
百七十億と予定いたしております。こ
の百七十億に対する利子、これを寄せ
まして、全体で約三百億になるのであ
ります。この三百億を統計表はこの二
枚目のこの下にあるのでござります
が、「要償還年額推計」というところ
見て頂けば、Cの補償金額推計、Cの
補償金額がこれが百七十億でございま
す。それから利子額が百三十億これも

合計いたしまして償還すべき額が三百、約三百億になるのであります。これを利率年五分二十五ヶ年の元利均等年賦償還という方法でこれを拂うと、年合に相成りますところの免許料、許可料の総額は、大体平均年漁獲高の三・七%，年三・七%程度、免許料及び許可料として徴収することによりまして、この毎年の償還年額に充てて行くというふうに考えておるわけであります。以上が大体今回提案の漁業法と從來の案との相違点であるのであります。

尚本修正と関連をいたしまして、水産業協同組合法關係の法律の改正の点について、若干補足して御説明申上げたいと思いますが、前國会において成立をいたしました水産業協同組合法につきましては、その當時もいろいろと委員会その他でも修正の御意見があつたのであります。今回はこの漁業法の改正に關連をいたしました、直接関連をいたしました部分につきましては、これを改正する漁業法施行法の一部で水産業協同組合法の改正をしておるわけでありまして、例えば先程申上げました自營をいたしますところの協同組合が、漁業生産組合を農林中央金庫に直結をする。金融をいたします場合に、從来は、協同組合を通じてでなければ生産組合は中金から借りられないというような点がございましたのを、今度は生産組合を直接中金に直結せしめると、いうふうなことをいたしましたのを。

尙これはやや細かい点でございますが、河川漁業協同組合につきましては、漁民という範囲を若干拡げまして、水産動植物の採捕又は養殖をする者で一定の資格を持つておる者を組合員とするというふうにいたしました。つまり事業者でなくとも、この水産動植物の採捕又は養殖をする者、遊漁者は別であります、それで一定の資格を持つておる者は組合員とするというふうに範囲を拡げました。

それから又これに関連いたしまして、河川における協同組合は漁場整理の行われます前でも現行法に基く場合により、漁業権を取得したり又は貸付を受けたり、又は現に存置する漁業権を設定するといふようなことをやる必要も、ある場合には河川についてはあり得るのであります。その点をなしえる途を開きました。

それから漁場整理が行われるまでの漁業権の管理は、これは漁業会が当ります。ですが、漁業会は御承知の通りこの水産業協同組合法施行後二ヶ月、つまり本年の四月頃か十五日以降はこれは仕事ができないわけであります。そういうふうな関係に相成つて、ただ単に漁業権を管理する或いは保有する主体としてのみ残つて行くわけであります。その場合の漁業権の管理につきましては、從來の役員に委せるところなく、漁業権管理委員会といふものを新しく作りまして、この漁業権等に係る理事の権限をこの管理委員会に行わしめるというふうに、暫定的の機関といった方がよからうというふうな考え方でこれを改正いたしましたのであります。

大きな問題、例えば法人加入を認めるかどうかという問題、それから連合会に対する規模の制限を撤廃するかどうかという問題、その外いろいろあるわけですが、その点につきましては、私共いたしましては現在いろいろ検討をいたしております。尙現在の協同組合の設立状況を見、その後の意向等をいろいろ参酌いたしまして、これを持ち出すということが適当おります。目下この点は研究をいたしておりますが現在の法案と從来の案との相違いたしております点でございます。

漁業法案全体の説明につきましては大臣の提案理由でも相当詳細説明がございまして、何度も御説明をいたしております点でありますので、省略させて頂きたいと思います。

○委員長(木下辰雄君) 大体説明は終了しましたが、これから質疑に入りましたが、何度も御説明をいたしております点でありますので、省略させて顶きましたらお願ひいたします。

○江熊哲翁君 この水産業團体整理事別指置法案というのは、これは大体今ごろ出しておるが何故早く出して下さいとおもいます。この三法案に対する質疑がありましたらお願いいたします。

○説明員(藤田巖君) これは実は早く出さないと、水産業協同組合へ從来の團体から移します場合に、債権者保護をどうするか。或いはその評價をどうするかといふことが決まらないで困る問題であるのであります。これは私

共といたしましては……、農業團体で政令を出でております。それで私共も政令を出でつつもりで出たのであります。それが各関係方面といろ／＼打合せをいたしております。うちに、むしる國会開会中でもあり、これは法律を以て規定するのが正しい。適当であるということで、法律で出すことに模様変えになつたわけであります。それでこれを早く出してやりませんければ、今出来上つております協同組合が、水産業團体から資産を譲り受けようとしたします場合に支障を来たすわけであります。この法律だけは速かにこの本國会において成立ができますよう御取り計らいを頂きたいところ思つております。

卷之三

に対する措置であります

第一條 この法律は、水産業園体（漁業会、製造業会及び都道府縣水産業会をいふ。以下同じ。）が水産業協同組合法の制定に伴う水産業園体の整理等に関する法律（昭和二十三年法律第二百四十三号。以下「整理法」という。）に基いてその財産を処分するについて、債権者との保護手続及び財産の評價基準等を定め、もつて財産処分の公正と水産業協同組合への円滑な財産移轉とを図ることを目的とする。

第二條 水産業團体は、整理法第五條、第七條及び第九條から第十二條までの規定に基き水産業協同組合が債務を承継することにつき異議を有する債権者は一定の期間内にこれを述べるべき旨を公告し、且つ、知れている債権者には、各別にその旨を催告しなければならない。

4 債権者が第一項の一定の期間内に異議を述べなかつたときは、同項に規定する債務の承継を承諾したものとみなす。

くは相当の担保を供し又は債権者に弁済を受けさせることを目的として信託業務を営む銀行若しくは信託会社に相当の財産を信託しなければならない。

第三條 前條第四項の規定による弁

済又は信託をするために必要な財産の賣却は、法令又はこれに基く行政廳の処分に従つて処分しなければならない資産を除き、随意契約によつてしなければならない。

2 前項の随意契約ができないとき

又は成立しなかつたときの財産の賣却は、入札又は競賣の方法のうち整理法第十三條第三項の資産委員会（以下「資産処理委員会」といふ）の定める方法によつてしなければならない。

3 第一項の随意契約の方法によつて資産を処分する場合において、その價格は、公定價格（法令に基く價格をいう。以下同じ）があるときはこれによるものとし、公定價格がないときは時價を基準として資産処理委員会の定める價格にとまる。

○委員長（木下辰雄君） この第一條、

第二條、第三條、第四條に対しても質疑がありましら願います。

○江熊哲翁君 第三條の初めの方の分

をちよつと説明して頂けませんか。この「法例又はこれに基く行政廳の処分に従つて処分しなければならない」その次は何ですか、資産を除き随意契約をしなければならない、そのところを……

○説明員（藤田慶君） これは「法例又はこれに基く行政廳の処分に従つて処分しなければならない」財産というの

は統制物資であります。例えば漁網の問題であります。臨時物資需給調整法

といふ規則がありまして、その中に処

事ができなくなつております。そういう

うような資産のこれは行政廳の処分に

基いてやるそれ以外の財産、例えば特

別の禁止のございません例えば家屋だ

とか、そういうふうなものについて

は、それは随意契約によつてやること

ういうわけであります。

○説明員（山田嘉治君）

（買受人又は落札人の決定）

第四條 随意契約の方法をもつて水

産業團体の財産を水産業協同組合以外の者に賣却しようとする場合には、当該水産業團体は、当該財

産の種類、賣却しようとする相手

方の氏名若しくは名称及び住所並

びに賣却價格を公告しなければな

らない。

2 前項の場合において、水産業協同組合は、当該水産業團体に対し、当該賣却價格により当該財

産を譲渡すべきことを申し出ること

ができる。但し、公告の日から二週間を経過したときは、この限り

でない。

3 水産業團体は、前項本文の規定に基いて同項但書の期間内に当該財産の譲渡を申し出た水産業協同組合に、第一項の賣却價格をもつて、当該財産を譲渡しなければならない。

4 前項の規定により当該財産の譲渡を受けるべき水産業協同組合が二つ以上ある場合には、水産業團体はこれらとの水産業協同組合に、当該財産を譲渡しなければならない。

○説明員（藤田慶君） これは「法例又はこれに基く行政廳の処分に従つて落札又は競落人となつた者に落

札價格又は競落價格をもつて、当該財産を譲渡しなければならない。

第五條 入札の方法をもつて水産業團体の財産を賣却するにあたり、落札となるべき同價の入札をした者が二人以上ある場合において、

そのうちに水産業協同組合がある

ときは、当該水産業協同組合をもつて落札人とする。

○委員長（木下辰雄君） 五條、六條、七條に対しても質問がありましら、お

落札となるべき同價の入札をした者が二人以上ある場合において、

述べ願います。御質問がないようあ

りますからそれでは第八條から……

5 前項の落札價格又は競落價格は、第一項の賣却價格を下すこと

ができない。

○説明員（山田嘉治君）

（財産の移轉の認可申請の制限）

第六條 前二條の規定中「水産業協同組合」とあるのは、賣却しよう

ことができる。但し、入札開封の日から十日を経過したときは、この限り

でない。

3 前項の場合には、前條第三項から第五項までの規定を准用する。

第六條 前二條の規定中「水産業協同組合」とあるのは、賣却しよう

ことができる。但し、入札開封の日から十日を経過したときは、この限り

でない。

○委員長（木下辰雄君） 第八條に対し

第六條による手続を完了した後でなければ、整理法第五條第一項、第七條第一項、第九條第一項、第十條第一項又は第十一條第一項の規定による財產移轉の認可の申請をす

第八條 水産業團体は、前六條の規定による手續を完了した後でなければ、整理法第五條第一項、第七條第一項、第九條第一項、第十條第一項又は第十一條第一項の規定による財產移轉の認可の申請をす

○委員長（木下辰雄君） 第八條を

第六條による手續を完了した後でなければ、整理法第五條第一項、第七條第一項、第九條第一項、第十條第一項又は第十一條第一項の規定による財產移轉の認可の申請をす

條、第七條、第九條、第十條又は第十一條の規定により財產を移轉する場合における当該財產の價格は、公定價格があるときはその價格によるものとし、公定價格がなければ、これと並んで帳簿價格と時價との範囲

によるものとする。

○江熊哲翁君 この九條のおしまいの方の、なか／＼御同情のある文句なん

だが、これで行きますと、この間に非

常に大きな開きがあるのですが、それ

に対し何か我々として考えなくちや

ならん問題があるのではないでしよう

か。非常に大きな問題だと思う。協同

組合課長あたり、こういう巾の廣い行

き方で一休差支ないとお考へになつておるか。

○説明員（藤田慶君） 従來の水産業團体の財產といふものは、これは御承知の通り漁民の蓄積した財産、或いは又補助金によつてそれができるお財産

といふふらなものも多いわけであります。從つて新らしい協同組合にできる

だけ私共といたしましては、安くこれを入れさせると、帳簿價格でや

まいと考へております。從つて帳簿

價格といふふなことで行くならばそ

れが一番望ましいわけであります。

併し團体によりますと、帳簿價格でや

りましては從來の團体が赤字になる。

それで増産ができないし債権者にと

つても非常に迷惑がかかるというよう

な場合も予想されると考えられます

で、従つて大体赤字を抹消するよう

な程度のものを認めて行こう、而もそ

れは時價以上にはならないよう、そ

してその範囲で認めて行こう、そ

ういふわけであります。

○説明員（山田嘉治君） 第九條を……

（財産の評價）

うような趣旨に考えております。

○江熊哲蔵君 ちよつと私はこの規則を離れてお尋ねいたしますが、最近どこかの県で問題になつておるとか、或いは伺つて來ておるところがあります。こういつにまつりこの去文を、こ

ういつたものが出来なかつたために何かが
支障がありそだ、或いはこれがないか
ために分らないからどうしたらいいか
というよろなお話が最近ありました
か。

○説明員（曾根徹君）　只今のところ移轉は始
轉を始めておりません。ただ移轉は始
まつておりますけれども、評價の点
についてはつきりした見通しがないた
めに、この点についての照会はござい
ますけれども、実際の財産の移轉の具
体的の問題について、この法律につい
ての照会等はまだ来ておりません。

○委員長(木下辰雄君) 速記を始め
て。この法律は比較的簡単な法律で、
本日の説明並びに質疑で、凡そ質疑も
終了したように思いますが、如何ですか
が、外に質疑がありますんでしたら、
本法案が廻つて來るまで一應これはこ
のままにして置きまして、漁業法に入
りたいと思います。

○委員長(木下辰雄君) それでは次に漁業法案に移りますが、これは厖大なものでどういう工合に審議しますか。まあいれ氣長く審議せんければならんけれども、本日は全般的に何か漁業法に対する質問がありましたらお述べ願います。

○江熊哲翁君 私はこの修正法案の今

説明を聴きまして、はつきりは分らなくな
い。私自身がまだ研究いたしておりま
せんですが、前の根付漁業権といふも
のが専用漁業権の身代りをやるような
恰好に作られておつた当時に比べると
相当私は進歩しておる。殊にこの協同組合
といふものに対していろいろと考
慮されておる点は見えるのであります
て、私その点について大変結構だと
思うのであります。尙ほこの内容につ
いてはいろいろ研究しなくちやならん
問題が多いように思います。そこで私
はここでこういうことを申上げて見たい
いと思うのですが、尙ほこれは甚だ今
までお骨折を頗つておる係官達には生
札な申分であります。これは日本の政
治といふものが、大体その政治とい
うか事務的な動きというものが、そろ
いろ動きをとつておるということを、
非常に残念に思うのですが、このこと
については、この漁業法の改正には根
付漁業権の在り方といふものについて
は、これはいけない。こういう考え方
はいけないということを申されまし
たが、その当時においても、水産省
廳の係りの人達は如何にもこれ以上の
案はないといつたような観念に囚われ
ておるのか、そういう面からの指示が
あつてそういうおるのか、わけが分
らないのですから、ついこういうと
うにしなければいけないものだとい
うような、ものの言い方をして説明をさ
れておつたのです。それからそ
の当時改正案が発表されておつたもの
ですから、漁民の方からもいろ／＼陳
情があつたのです。そうすると陳情をさ
れておつたのです。それからそ
の封鎖する手段として、どういうことを
言つておつたかというと、それはも
のまんだと、こういうふうに言わわ
れました。

これは仕方がないものだ。漁民は諦めのよい人達ですから、これは仕方がないのだというようなことで行くのですから、自然又いろいろな意見があつたのも拘わらず、貴い意見というものは今日の実情消滅したというようなのが今日の実情なんです。ところが併しそうはいふの或る縣においては、漁民の一人一人が陳情する。人々の名において陳情書を送る。或いは縣全体の漁民本会の決議によって書類を送る。或いはG・H・Q等の方面にもそれべく運動をする。政府には勿論する。又委員会等のもどん／＼陳情するという面も一方にはあつたことは事実であります。それによつてこれはいけないということになつて、出来たものを見ると果して前の案より進んでゐる。前の案よりいいのです。この一事を以て見ても私はこの漁業法の改正ということはもう少し徹底した漁村の声を聞き、水産人の声を聞いてやることだ。声を聞けばまだこれ以上に改正すべき点があるといふことを申上げたい。これは重大な問題である。これは私はこの法律の草案に当つて努力された人達の苦心是非常によく知つておる。だから甚だ御氣の毒ですが、これは今後我々が仕事をもつて行く上において、特に注意しなくてはならないものではないか。これは肝目なんだ。君らがそういう陳情をしてることは絶対いけないことだ。どことまでもお前らはどう思うのか。お前にいる意見申出所というか、引受け所、そぞろ

いう係を抱えてでも懇切丁寧に漁民の声を聽くようにならなければなりません。ところが、そうでもなかった。それはやがて依然として官僚独善だという從来の弊病を抱えています。公としては甚だ聴くに堪えない。いわば言葉ですが、そういうようなことを一部の人々が言われておる。そういうような状態に水産廳自身があつたと、うことを以て、私は弁解の余地はないと思う。これは確かにその考え方は違ひであります。そこでそのことは同時に又よりよいものが必要です。必ずしも生れるということを証明しなおると私は思う。非常に失礼な点が少しあつたかと思ひますが、これはお許しくださいまして、私はこの法案に対しても大変進んだ考え方で拘わらず、非常不満足な点もまだ相当にあるといううとを冒頭に申上げまして置く次第であります。

うな根本問題については、農林大臣から意見を述べられるのが適当かと考えておりますが、私共事務当局の考え方といたしましては、これは御承知の通り昔からの長いことの懸案でありますて、やつと今度閣議にも通り、司令部方面のアブルーヴも得たわけあります。私共いたしましては非常に重要な法案でありますので、決して原案を推そうといふようなことは考えておりません。十分に各方面の意見をいろいろ聞いて、そうしてできるだけよい案を作ることが望ましいと考えております。従つてその意味でこれを提案をいたしませんと、正式に意見を聴いたり、又議論を開わしたりする機会が與えられないわけでありますから、そういうふうな意味合いで会期が切迫しておりますけれども、ともかくこれを早く提出そうと、ということを提案した次第であります。一つ十分に各関係方面の意向も聽いて、そうして委員会において十分御審議頂きたいと、こういうふうに思つております。

て、そうして或いは又その保証の下に
今度は生産組合が借りる。こういうふ
うなやり方をいたしますと、協同組合
に……それは場所によつてではあります
すけれども、協同組合が非常に確りし
ているようなところはいいのであります
すけれども、どうでありますんときは
協同組合が徒らに大きな債務を負担
してしまはわけなんです。すると協同組合

國務大臣	委員
農林大臣	青山 正一君
森	松下松治郎昌
幸太郎	淺岡 信夫君
矢野	西山 龜七君
西雄君	田中 信儀君
江熊	矢野 哲翁君

いるが、廣島市は、(一)海陸交通の要衝であること、(二)漁業権の複雑多岐な海区の中央であること、(三)関係各省廳の所在地であること、(四)事務局が設置に対する受入態勢が完備していること、(五)既に水産關係諸機關が設置されてゐること、(六)漁業権調整と海上漁業振興に対する試験調査との関係が不可分であること、(七)内海漁業研究の條件が具備されていること等の点より、同市に、瀬戸内海漁業調整事務局並びに國立水產試驗場を設置せらるゝといふのを請願。

一、漁業制度改革に関する請願（第二百十六号）

二、羽幌漁港修築促進に関する請願（第二百二十七号）
(第二百二十七号)

一、水産業協同組合法等改正に関する請願（第二百三十一号）

一、仮屋漁港修築に関する請願（第二百五十六号）

一、名古屋漁港修築に関する請願
(第二百五十七号)

一、第二水產講習所を農林省所管の水產單科大學に昇格の請願（第二百六十五号）

(一)漁業調整委員会経費の徵收方法の改善 (二)漁業協同組合連合会規模制限の撤廃 (三)漁村民を対象とする金融制度の確立 (四)漁業協同組合に眞實養殖業を内容とする区画漁業権の付與 (五)ボラ、イナ、コノシロの根付魚種認定 (六)漁業協同組合の漁業自営要件の制限撤廃等の諸項目の実現を図られたいとの請願。
羽幌漁港修築促進に関する請願
二百二十七号
二十二日受理
昭和二十四年三月

から借りる、こういうふうな方途を講じておかないで、なか／＼生産組合は協同組合に話しあなきや駄目だ、協同組合ではそういう大きな債務は負担で

農水産廳漁政部
協同組合課長
曾根
徹君
山田 嘉治君

第六百八十四号 昭和三十四年三月七日
瀬崎漁港に船だまり築設の請願
提出者 京阪急線舞鶴市千歳魚梁瀬

第九百九十九号 昭和二十四年三月十一日
通山漁港築設に関する請願
九日受理
請願者 宮崎縣兒湯郡川南村長

北海道天塩國の羽幌町は海陸物産の豊富な地でこれら産物輸送のために漁港
紹介議員 堀末治君 渡部賢次郎外一名

金融もつかないような場合もありはしないかというふうに思いまして、御趣旨のように協同組合と生産組合の関係は非常にデリケートであるわけなんですね。ありますけれども、それは個々の場合に善処いたして行くということにいたします。そして、法律の途としてはやはりこれをつけておく方が却つていいのじやないだろうか、こういう結論になつたわけであります。

一、廣島市に瀬戸内海漁業調整事務局及び國立水產試驗場設置の請願
(第一百八十三号)
一、瀬崎漁港船だまり築設の請願
(第一百八十四号)
六日受理
第一百八十三号 昭和二十四年三月十二日

紹介議員 青山正一君

紹介議員 椎井康雄君
豊富な水産資源を開発して、現下の窮迫している食糧問題を打開することは、日本再建のため極めて重要である。通山漁港の建設については、地方産業の振興と將來の發展性より既に現在実地調査までに至っているのであるから、すみやかに設置を実現せられたいとの請願。

第三百三十一号 昭和二十四年三月
二十三日受理
水産業協同組合法等改正に關する請願
請願者 山口市嚴原町山口縣水產問題研究會内 枝尾
と之請願。

○委員長(不下辰雄君) まだ質問は沢山ありますようが、明日の委員会に譲りまして、本日はこれを以て閉会いたします。

立水產試驗場設置の請願
請願者 廣島縣知事
紹介議員 山田節男君 山下義信
吉 茂川吉夫

保護上船あたり施設の重要な性質を覺えられ、昭和二十四年度において、防波堤の延長、並びに船揚場等の施設を充備してすみやかに船あたりとしての目的を果し得るよう配慮せられたいたとの

第一百六十六号 昭和二十四年三月十二日受理

紹介議員 江熊哲翁君 百合二外名

午後三時十五分散会
出席者は左の通り。

君 津岡作考
戸内海に面する各縣は、漁業権が複多岐に設置されているため、漁業辨

請願。

日中猶之則外力ニ九月
二十七名

の維持が困難で、漁業の生産は著しく阻害されている。今回漁業法の改正に伴い、瀬戸内海漁業調整事務局並びに國立水產試驗場の設置が予定されて

四月一日日本委員会に左の事件を付託された。
一、通山漁港築設に関する請願（答
百九十九号）

漁業協同組合に対する漁業権全部の付
は、漁村民の社会的経済的地位の向上
のため、漁業法等を改正して（二）

水産業協同組合の運営上支障が少くないため、到底組合本来の目的達成は期待しないから、最も民主的且つ円滑な組合経営の確立を図り、漁村の振興発

四割を五割乃至六割に増額せられた
い。又現在愛知縣には水産關係の政府
出先機関が數箇所の点在しているが、
整理上、縣民の実情を知り且つ増産
上、重大責任を有する地方廳に委任さ
れるよう取り計らわれたい。更に、漁
業關係の物品税、事業税、取引高税そ
の他數種の課税負担に困窮しているか
ら、これらにつき善処せられたいとの
請願。

第五百七十七号 昭和二十四年四月八日受理

漁港法制定に関する請願
請願者 東京都千代田区丸ノ内三ノ一 井出正孝外二名

紹介議員 江熊哲翁君
漁港は漁業の基本的公共施設であり、
その整備如何は漁業生産の成否を決す
るものであるから、強力な漁港施設を
樹立して、全國沿岸に施設の整備拡充
を図るため、漁港の指定、種類、施
設、管理及び経費關係等を明確に規定
する漁港法を制定せられたいとの請
願。

第五百七十九号 昭和二十四年四月八日受理

長江漁港船だまり築設に関する請願
請願者 京都府與謝郡養老村養老漁業會長 北仲金三郎

紹介議員 青山正一君
水產年產五十万貫と称せられる京都府
與謝郡養老村の中心地である長江漁港
は、常に波浪が高くて、けい船船出等
も困難な場合が多いが、近來發達した
定置漁業、巻網漁業に必要な機作業場
もなく、多量の陸揚鮮魚の加工設備も

不充分であるので、完全な港湾施設を
必要とするが、應急策として、地元で
は船だまり場、防波堤等の建築を計画
しているが、経費が乏しく規模も狹小
であるから、これらを國庫の助成によ
つて施行せられたいとの請願。
第五百八十五号 昭和二十四年四月八日受理

水産業協同組合法中一部改正に関する
請願
請願者 東京都中央区日本橋茅場町一ノ一六〇全井出正孝

紹介議員 矢野酉雄君
本年二月十五日施行の水産業協同組合
法によつて、全國の漁業者及び水產加
工業者の大半が、十月十四日までに改
組統合されることになつたが、(一)水
産加工業における法人組織は、戰災に
より破壊された諸施設の復旧及び戦後
インフレに伴う諸税の重圧に耐えるた
め群小業者が結合されたもので、實質
的にはそれ自身が一つの協同組織性を
持つこと、(二)水産加工業界の一企業
体の資本は個人業者と同程度にすぎず
特別な圧力を他に及ぼさないこと、
(三)法人業者の縮出は、業界を分離
弱体化する等の点にかんがみ、水產加
工業の順調な發展のため、水產加工業
の正組合員として法人業者の
協同組合の正組合員として法人業者の
加入を認められたいとの請願。

第五百七十九号 昭和二十四年四月八日受理
長江漁港船だまり築設に関する請願
請願者 京都府與謝郡養老村養老漁業會長 北仲金三郎

紹介議員 青山正一君
紀伊水道海区を瀬戸内海海区より除外
するの陳情

陳情者 德島県知事 阿部五郎

昭和十二年十二月四日附農林省令第四
十七号瀬戸内海漁業取締規則によつて
は船だまり場、防波堤等の建築を計画
しているが、経費が乏しく規模も狹小
であるから、これらを國庫の助成によ
つて施行せられたいとの請願。

四月二十一日本委員会に左の事件を付
託された。
一、漁業法改正案に関する請願 (二
通)(第五百九十一号)

一、漁船保険制度存置に関する請願
(第六百十一号)

一、北海道尾札部村不直に船入主義
設の請願(第六百四十二号)

一、函館市に漁港築設の請願 (第六
百三十九号)

一、北海道尾札部村不直に船入主義
設の請願(第六百四十二号)

一、通山漁港築設に関する請願
(第六百十八号)

一、通山漁港築設に関する請願
(第六百四十二号)

会社保険からは保険の対象とされない
ため、事故発生の場合は再起不能の打
撃を受けるから、協同組合理念に基
いた政府再保険による漁船保険制度は欠
くことのできない意義を有するもので
ある。更に漁船保険を通じて技術的、
経済的に漁民は大なる効果を與えられ
ているから、漁民擁護と漁業の發展の
ため、現行の漁船保険制度を存置せら
れたいとの請願。

一、北海道尾札部村不直に船入主義
設の請願(第六百四十二号)

一、函館市に漁港築設の請願 (第六
百三十九号)

一、通山漁港築設に関する請願
(第六百四十二号)

一、北海道尾札部村不直に船入主義
設の請願(第六百四十二号)

一、函館市に漁港築設の請願 (第六
百三十九号)

一、通山漁港築設に関する請願
(第六百四十二号)

一、北海道尾札部村不直に船入主義
設の請願(第六百四十二号)

かき養殖業、内水面における魚類
養殖業又は第三種区画漁業たる貝
類養殖業を内容とする区画漁業権
であつて漁業協同組合又は漁業協
同組合連合会の有するもの及び共
同漁業権のいずれも適用しない。
(抵当権の設定)

第二十四條 定置漁業権又は区画漁
業権について抵当権を設定した場
合において、その漁場に定着した
工作物は、民法第三百七十條(抵
当権の効力の及ぶ目的物の範囲)
の規定の準用に関しては、漁業権
に附加してこれと一体を成す物と
みなす。

2 定置漁業権は、都道府縣知事の
認可を受けた場合を除き、抵当権
の目的となることができない。

3 前項の認可をしようとするとき
は、都道府縣知事は、海区漁業調
整委員会の意見をきかなければな
らない。

(区画漁業権の譲渡)により抵当権
が消滅する場合)

第二十五條 ひび建養殖業、かき養
殖業、内水面における魚類養殖業
又は第三種区画漁業たる貝類養殖
業を内容とする区画漁業権につ
いて抵当権が設定されている場合に
おいて、これを漁業協同組合又は
漁業協同組合連合会に譲渡するに
は、漁業権者は、抵当権者の同意
を得なければならない。

2 抵当権者は、正當な事由がなけ
れば、前項の同意を拒むことがで
きない。

3 第一項の譲渡があつたときは、
抵当権は、消滅する。
(漁業権の移轉の制限又は禁止)

第二十六條 区画漁業権は、都道府

縣知事の認可を受けた場合を除
き、移轉(譲渡、滞納処分、強制
執行及び抵当権の実行による移轉
をいう。第二項、第二十七條第一
項及び附則第五項において同じ。)

(水面使用の権利義務)

第二十九條 漁業権者の有する水面
使用に関する権利義務は、漁業権
の処分に従う。

第三十條 漁業権は、貸付の目的と なることができない。

(休業の届出)

第三十一條 漁業権は、第五十條の
規定により登録した権利者の同意
を得なければ分割し、変更し、
又は放棄することができない。

第三十二條 漁業権の各共有者は、 他の共有者の三分の二以上の同意 を得なければ、その持分を処分す ることができない。

2 第十三條第二項から第四項まで
(同意が得られない場合等)の規定
は、前項の同意に準用する。

(漁業権の共有)

第三十三條 漁業権の各共有者がそ
の共有に属する漁業権又は人漁權
を変更するために他の共有者の同
意を得ようとする場合において
は、第十三條第二項から第四項ま
で(同意が得られない場合等)の規定
は、前項の同意に準用する。

(漁業権の制限又は条件)

第三十四條 都道府縣知事は、漁業
調整委員会の意見をきき、前項の者が
第十四條第一項に規定する適格性
を有する者でないと認めるとき
は、一定期間内に譲渡しなければ
ならない。

第三十五条 都道府縣知事は、漁業 調整委員会の意見をきかなければ ならない。

2 前項の制限又は条件を付けよう
ることは、免許をするにあた
り、漁業権に制限又は條件を付
けることができる。

(漁業権の取扱い)

第三十六条 前條の休業期間中は、
第十四條第一項に規定する適格性
を有する者は、第九條の規定に基
づいて該漁業権の内容たる漁業
を営むことができる。

第三十七条 免許を受けた日から一 年間、又は引き続き二年間休業し たときは、都道府縣知事は、その 漁業権を取り消すことができる。

第三十八条 都道府縣知事は、海区漁業 調整委員会の意見をきかなければ ならない。

第三十九條 漁業の免許を受けた後 に漁業権者が第十四條に規定する 適格性を有する者でなくなつたと きは、都道府縣知事は、漁業権を 取り消さなければならない。

第四十条 前項の規定により漁業権の 取り消さなければならない。

3 漁業権者以外の者が実質上当該
漁業権の内容たる漁業の經營を支
配しており、且つ、その者には第
十五條から第二十條まで(優先順
位)の規定によれば当該漁業の免
許をしないことが明らかであると

第三十一条 区画漁業権は、都道府

縣知事の認可を受けた場合を除
き、移轉(譲渡、滞納処分、強制
執行及び抵当権の実行による移轉
をいう。第二項、第二十七條第一
項及び附則第五項において同じ。)

(登録した権利者の同意)

第三十二条 漁業権は、第五十條の
規定により登録した権利者の同意
を得なければ分割し、変更し、
又は放棄することができない。

(休業の届出)

第三十三条 前條の休業期間中は、
第十四條第一項に規定する適格性
を有する者は、第九條の規定に基
づいて該漁業権の内容たる漁業
を営むことができる。

第三十四条 免許を受けた日から一 年間、又は引き続き二年間休業し たときは、都道府縣知事は、その 漁業権を取り消すことができる。

第三十五条 都道府縣知事は、第一項の許 可を受けた者に対して、当該漁業権 の免許料の全部又は一部を負担す べきことを命ずることができる。

第三十六条 第一項の許可については、第十 四條第一項第四号(免許をしない 場合)、第三十四條(漁業権の制限 又は条件)、第三十五條(休業の届 出)、第三十七條、第三十八條第 一項、第三項、第三十九條(漁業 権の取消及び第四十條(錯誤によ つてした免許の取消))の規定を準 用する。この場合において、第三 十八條第一項中「第十四條」とある のは「第十四條第一項」と読み替 えるものとする。

第三十七条 前四項の規定は、第三十九條第 二項の規定に基く処分により漁業 権の行使を停止された期間中他の 者が当該漁業を営もうとする場合 に準用する。

第三十八条 免許を受けた日から一 年間、又は引き続き二年間休業し たときは、都道府縣知事は、その 漁業権を取り消すことができる。

第三十九條 第一項の規定により漁業権を取 り消そうとするときは、都道府縣知 事は、海区漁業調整委員会の意見 をきかなければならない。

第四十条 前項の規定により漁業権の取 り消さなければならない。

3 漁業権者以外の者が実質上当該
漁業権の内容たる漁業の經營を支
配しており、且つ、その者には第
十五條から第二十條まで(優先順
位)の規定によれば当該漁業の免
許をしないことが明らかであると

第一項の規定により認可をしよう
とするときは、都道府縣知事は、
海区漁業調整委員会が漁業調整その他
公益上必要があると認めて申請し
たときは、漁業権に制限又は條件
を付けることができる。

2 都道府縣知事は、第十四條第一
項又は第二項に規定する適格性を
有する者に移轉する場合でなければ
ば、前項の認可をしてはならな
い。

3 前項の規定により認可をしよう
とするときは、都道府縣知事は、
海区漁業調整委員会の意見をきか
なければならぬ。

2 前項の規定による定置漁業
権の移轉には、前條の規定を準用
する。

(相続)によつて取得した定置漁業
権又は区画漁業権

2 前項但書の規定による定置漁業
権の移轉には、前條の規定を準用
する。

2 前項但書の規定による定置漁業
権の移轉には、前條の規定を準用
する。

2 第二十七條 区画漁業権以外の漁業
権は、移轉の目的となることがで
きない。但し、定置漁業権につい
ては、抵当権の実行による場合及
び第二十八條第二項の譲渡の場合
は、この限りでない。

2 前項但書の規定による定置漁業
権の移轉には、前條の規定を準用
する。

2 第二十八條 相続によつて定置漁業
権又は区画漁業権を取得した者
は、取得の日から二箇月以内に都
道府縣知事に届け出なければなら
ない。

2 都道府縣知事は、海区漁業調整
委員会の意見をきき、前項の者が
第十四條第一項に規定する適格性
を有する者でないと認めるとき
は、取扱の日から二箇月以内に都
道府縣知事に届け出なければなら
ない。

2 第二十九條 都道府縣知事は、漁業
調整委員会の意見をきき、前項の者が
第十四條第一項に規定する適格性
を有する者でないと認めるとき
は、前項の制限又は条件を付けよう
ることは、免許をするにあた
り、漁業権に制限又は條件を付
けることができる。

2 前項の制限又は条件を付けよう
ことは、免許をするにあた
り、漁業権に制限又は條件を付
けることができる。

2 第三十條 漁業権は、貸付の目的と
なることができない。

2 第三十一条 漁業権は、貸付の目的と
なることができない。

2 第三十二条 漁業権の各共有者は、
他の共有者の三分の二以上の同意
を得なければ、その持分を処分す
ることができない。

2 第三十三条 漁業の免許を受けた後
に漁業権者が第十四條に規定する
適格性を有する者でなくなつたと
きは、都道府縣知事は、漁業権を
取り消さなければならない。

2 第三十四条 免許を受けた日から一
年間、又は引き続き二年間休業し
たときは、都道府縣知事は、その
漁業権を取り消すことができる。

2 第三十五条 都道府縣知事は、第一項の許
可を受けた者に対して、当該漁業権
の免許料の全部又は一部を負担す
べきことを命ずることができる。

2 第三十六条 第一項の規定により漁業権を取
り消そうとするときは、都道府縣知
事は、海区漁業調整委員会の意見
をきかなければならない。

2 第三十七条 免許を受けた日から一
年間、又は引き続き二年間休業し
たときは、都道府縣知事は、その
漁業権を取り消すことができる。

2 第三十八条 都道府縣知事は、第一項の規定
により漁業権を取り消すことができる。

2 第三十九條 第一項の規定により漁業権を取
り消さなければならない。

2 第四十條 第一項の規定により漁業権を取り
消さなければならない。

2 第四十一条 第一項の規定により漁業権を取り
消さなければならない。

2 第四十二条 第一項の規定により漁業権を取り
消さなければならない。

2 第四十三条 第一項の規定により漁業権を取り
消さなければならない。

2 第四十四条 第一項の規定により漁業権を取り
消さなければならない。

2 第四十五条 第一項の規定により漁業権を取り
消さなければならない。

2 第四十六条 第一項の規定により漁業権を取り
消さなければならない。

2 第四十七条 第一項の規定により漁業権を取り
消さなければならない。

2 第四十八条 第一項の規定により漁業権を取り
消さなければならない。

2 第四十九條 第一項の規定により漁業権を取り
消さなければならない。

2 第五十條 第一項の規定により漁業権を取り
消さなければならない。

2 第五十一條 第一項の規定により漁業権を取り
消さなければならない。

2 第五十二条 第一項の規定により漁業権を取り
消さなければならない。

2 第五十三条 第一項の規定により漁業権を取り
消さなければならない。

2 第五十四条 第一項の規定により漁業権を取り
消さなければならない。

2 第五十五条 第一項の規定により漁業権を取り
消さなければならない。

2 第五十六条 第一項の規定により漁業権を取り
消さなければならない。

2 第五十七条 第一項の規定により漁業権を取り
消さなければならない。

2 第五十八条 第一項の規定により漁業権を取り
消さなければならない。

2 第五十九條 第一項の規定により漁業権を取り
消さなければならない。

2 第六十條 第一項の規定により漁業権を取り
消さなければならない。

2 第六十一条 第一項の規定により漁業権を取り
消さなければならない。

2 第六十二條 第一項の規定により漁業権を取り
消さなければならない。

2 第六十三條 第一項の規定により漁業権を取り
消さなければならない。

2 第六十四條 第一項の規定により漁業権を取り
消さなければならない。

2 第六十五條 第一項の規定により漁業権を取り
消さなければならない。

2 第六十六條 第一項の規定により漁業権を取り
消さなければならない。

2 第六十七條 第一項の規定により漁業権を取り
消さなければならない。

2 第六十八條 第一項の規定により漁業権を取り
消さなければならない。

2 第六十九條 第一項の規定により漁業権を取り
消さなければならない。

2 第七十條 第一項の規定により漁業権を取り
消さなければならない。

2 第七十一条 第一項の規定により漁業権を取り
消さなければならない。

2 第七十二條 第一項の規定により漁業権を取り
消さなければならない。

2 第七十三條 第一項の規定により漁業権を取り
消さなければならない。

2 第七十四條 第一項の規定により漁業権を取り
消さなければならない。

2 第七十五條 第一項の規定により漁業権を取り
消さなければならない。

2 第七十六條 第一項の規定により漁業権を取り
消さなければならない。

2 第七十七條 第一項の規定により漁業権を取り
消さなければならない。

2 第七十八條 第一項の規定により漁業権を取り
消さなければならない。

2 第七十九條 第一項の規定により漁業権を取り
消さなければならない。

2 第八十條 第一項の規定により漁業権を取り
消さなければならない。

2 第八十一條 第一項の規定により漁業権を取り
消さなければならない。

2 第八十二條 第一項の規定により漁業権を取り
消さなければならない。

2 第八十三條 第一項の規定により漁業権を取り
消さなければならない。

2 第八十四條 第一項の規定により漁業権を取り
消さなければならない。

2 第八十五條 第一項の規定により漁業権を取り
消さなければならない。

2 第八十六條 第一項の規定により漁業権を取り
消さなければならない。

2 第八十七條 第一項の規定により漁業権を取り
消さなければならない。

2 第八十八條 第一項の規定により漁業権を取り
消さなければならない。

2 第八十九條 第一項の規定により漁業権を取り
消さなければならない。

2 第九十條 第一項の規定により漁業権を取り
消さなければならない。

2 第九十一條 第一項の規定により漁業権を取り
消さなければならない。

2 第九十二條 第一項の規定により漁業権を取り
消さなければならない。

2 第九十三條 第一項の規定により漁業権を取り
消さなければならない。

2 第九十四條 第一項の規定により漁業権を取り
消さなければならない。

2 第九十五條 第一項の規定により漁業権を取り
消さなければならない。

2 第九十六條 第一項の規定により漁業権を取り
消さなければならない。

2 第九十七條 第一項の規定により漁業権を取り
消さなければならない。

2 第九十八條 第一項の規定により漁業権を取り
消さなければならない。

2 第九十九條 第一項の規定により漁業権を取り
消さなければならない。

2 第一百条 第一項の規定により漁業権を取り
消さなければならない。

2 第一百零一条 第一項の規定により漁業権を取り
消さなければならない。

2 第一百零二条 第一項の規定により漁業権を取り
消さなければならない。

2 第一百零三条 第一項の規定により漁業権を取り
消さなければならない。

2 第一百零四年 第一項の規定により漁業権を取り
消さなければならない。

2 第一百零五年 第一項の規定により漁業権を取り
消さなければならない。

2 第一百零六年 第一項の規定により漁業権を取り
消さなければならない。

2 第一百零七年 第一項の規定により漁業権を取り
消さなければならない。

2 第一百零八年 第一項の規定により漁業権を取り
消さなければならない。

2 第一百零九年 第一項の規定により漁業権を取り
消さなければならない。

2 第一百十年 第一項の規定により漁業権を取り
消さなければならない。

2 第一百十一年 第一項の規定により漁業権を取り
消さなければならない。

2 第一百十二年 第一項の規定により漁業権を取り
消さなければならない。

2 第一百十三年 第一項の規定により漁業権を取り
消さなければならない。

2 第一百十四年 第一項の規定により漁業権を取り
消さなければならない。

2 第一百十五年 第一項の規定により漁業権を取り
消さなければならない。

2 第一百六年 第一項の規定により漁業権を取り
消さなければならない。

2 第一百七年 第一項の規定により漁業権を取り
消さなければならない。

2 第一百八年 第一項の規定により漁業権を取り
消さなければならない。

2 第一百九年 第一項の規定により漁業権を取り
消さなければならない。

2 第一百二十年 第一項の規定により漁業権を取り
消さなければならない。

2 第一百二十一年 第一項の規定により漁業権を取り
消さなければならない。

2 第一百二十二年 第一項の規定により漁業権を取り
消さなければならない。

2 第一百二十三年 第一項の規定により漁業権を取り
消さなければならない。

2 第一百二十四年 第一項の規定により漁業権を取り
消さなければならない。

2 第一百二十五年 第一項の規定により漁業権を取り
消さなければならない。

2 第一百二十六年 第一項の規定により漁業権を取り
消さなければならない。

2 第一百二十七年 第一項の規定により漁業権を取り
消さなければならない。

2 第一百二十八年 第一項の規定により漁業権を取り
消さなければならない。

2 第一百二十九年 第一項の規定により漁業権を取り
消さなければならない。

2 第一百三十年 第一項の規定により漁業権を取り
消さなければならない。

2 第一百三一年 第一項の規定により漁業権を取り
消さなければならない。

2 第一百三十二年 第一項の規定により漁業権を取り
消さなければならない。

2 第一百三十三年 第一項の規定により漁業権を取り
消さなければならない。

2 第一百三十四年 第一項の規定により漁業権を取り
消さなければならない。

2 第一百三十五年 第一項の規定により漁業権を取り
消さなければならない。

2 第一百三十六年 第一項の規定により漁業権を取り
消さなければならない。

2 第一百三十七年 第一項の規定により漁業権を取り
消さなければならない。

2 第一百三十八年 第一項の規定により漁業権を取り
消さなければならない。

2 第一百三十九年 第一項の規定により漁業権を取り
消さなければならない。

2 第一百四十年 第一項の規定により漁業権を取り
消さなければならない。

2 第一百四十年 第一項の規定により漁業権を取り
消さなければならない。

2 第一百四十年 第一項の規定により漁業権を取り
消さなければならない。

2 第一百四十年 第一項の規定により漁業権を取り
消さなければならない。

「トロール漁業」とは、トロール漁業

(スクリューを備える船舶により

オッタートロール又はビームト

ロールを使用して営む漁業をい

う。)であつて北緯二十五度以北、

東経百三十度以西の海面(但し、北

緯三十六度以北の日本海を除く。)

において営むものをいい、「以西

機船底びき網漁業」とは、トロール

漁業及び主務大臣の指定する漁業

を除く外、総トン数五十トン以上

のスクリューを備える船舶により

底びき網を使用して営む漁業であり

つて北緯二十五度以北、東経百三

十度以西の海面(但し、北緯三十

六度以北の日本海を除く。)におい

て営むものをいい、「遠洋かつお・

まぐろ漁業」とは、総トン数百ト

ン以上のスクリューを備える船舶

により釣又はさきはえなわを使用

してかつお、まぐろ、かじき又は

さめをとる漁業をいう。但し、母

船式漁業(製造、冷藏その他の処

理設備を有する母船又はその附属

船舶により営む漁業をいう。)を除

く。

(許可の定数)

第五十三條 主務大臣は、指定遠洋

漁業の種類ごとに、許可を受けて

これに従事することができる船舶

の定数を定めなければならない。

前項の定数は、中央漁業調整審

議会の意見をきき、資源量、当該

漁業を現に営み、又は営もうとする者の数その他自然的及び社会経

済的條件を総合的に考察して定め

なければならない。その変更につ

いてもまた同じである。

3 主務大臣は、第一項の定数を定

め、又はこれを変更したときは、これを告示する。

(起業の認可)

第五十四條 指定遠洋漁業の許可を受けるようとする者であつて現に船舶を使用する権利を有しないもの

は、船舶の建造に着手する前又は船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他船舶を使用する権利を取得する前に船舶ごとに、あらかじめ起業につき主務大臣の認可を受けなければならない。

第五十五條 起業の認可を受けた者がその起業の認可に基いて指定遠洋漁業の許可を申請した場合において、申請の内容が認可を受けた第六條各号の一該当する場合は、第五十

六條各号の一該当する場合を除き、許可をしなければならない。

2 起業の認可を受けた者が、認可を受けた日から主務大臣の指定した期間内に許可を申請しないときは、起業の認可はその期間の満了の日に、その効力を失う。

(許可又は起業の認可をしない場合)

第五十六條 左の各号の一に該当する場合は、主務大臣は、指定遠洋漁業の許可又は起業の認可をしなければならない。

3 申請者が第五十七條に規定する場合

の適格性を有する者でない場合

の認可を申請した者に対する対応

は前項の規定により許可又は起業

の認可をしなければならない。

4 前項の申請期間は、六箇月を下

る。

5 第一項の期間内に許可又は起業

の認可を申請した者に対する対応

は前項の規定により許可又は起業

の認可を申請した者に対する対応

は起業の認可について適格性を有する者は、左の各号のいずれにも該当しない者とする。

一 漁業に関する法令の悪質な違反者であること。

二 労働に関する法令の悪質な違反者であること。

三 許可を受けようとする船舶が主務大臣の定める條件をみたさないこと。

四 その申請に係る漁業を営むに足る資本を有しないこと。

五 第一号又は第二号の規定により適格性を有しない者が、どんな名目によるのであっても、実質上当該漁業の經營を支配するに至る虞があること。

六 前項の組を分け、及びこれに割りべき数を行なうことができる。

各組ごとに許可又は起業の認可を

すべき数を割り当ててくじ引きを行なう。

7 前項の組を分け、及びこれに割りべき数を行なうことができる。

各組ごとに許可又は起業の認可を

すべき数を割り当ててくじ引きを行なうことができる。

8 前項の組を分け、及びこれに割りべき数を行なうことができる。

各組ごとに許可又は起業の認可を

すべき数を割り当ててくじ引きを行なうことができる。

9 前項の組を分け、及びこれに割りべき数を行なうことができる。

各組ごとに許可又は起業の認可を

すべき数を割り当ててくじ引きを行なうことができる。

10 前項の組を分け、及びこれに割りべき数を行なうことができる。

各組ごとに許可又は起業の認可を

すべき数を割り当ててくじ引きを行なうことができる。

11 前項の組を分け、及びこれに割りべき数を行なうことができる。

各組ごとに許可又は起業の認可を

すべき数を割り当ててくじ引きを行なうことができる。

12 前項の組を分け、及びこれに割りべき数を行なうことができる。

各組ごとに許可又は起業の認可を

すべき数を割り当ててくじ引きを行なうことができる。

13 前項の組を分け、及びこれに割りべき数を行なうことができる。

各組ごとに許可又は起業の認可を

すべき数を割り当ててくじ引きを行なうことができる。

14 前項の組を分け、及びこれに割りべき数を行なうことができる。

各組ごとに許可又は起業の認可を

すべき数を割り当ててくじ引きを行なうことができる。

15 前項の組を分け、及びこれに割りべき数を行なうことができる。

各組ごとに許可又は起業の認可を

すべき数を割り当ててくじ引きを行なうことができる。

16 前項の組を分け、及びこれに割りべき数を行なうことができる。

各組ごとに許可又は起業の認可を

すべき数を割り当ててくじ引きを行なうことができる。

17 前項の組を分け、及びこれに割りべき数を行なうことができる。

各組ごとに許可又は起業の認可を

すべき数を割り当ててくじ引きを行なうことができる。

18 前項の組を分け、及びこれに割りべき数を行なうことができる。

各組ごとに許可又は起業の認可を

すべき数を割り当ててくじ引きを行なうことができる。

19 前項の組を分け、及びこれに割りべき数を行なうことができる。

各組ごとに許可又は起業の認可を

すべき数を割り当ててくじ引きを行なうことができる。

第一項の規定により定めた数をこえる場合においては、主務大臣は、許可又は起業の認可をしなければならない者を二以上の組に分け、各組ごとに許可又は起業の認可を

すべき数を割り当ててくじ引きを行なう。

20 前項の組を分け、及びこれに割りべき数を行なうことができる。

21 前項の組を分け、及びこれに割りべき数を行なうことができる。

22 前項の組を分け、及びこれに割りべき数を行なうことができる。

23 前項の組を分け、及びこれに割りべき数を行なうことができる。

24 前項の組を分け、及びこれに割りべき数を行なうことができる。

25 前項の組を分け、及びこれに割りべき数を行なうことができる。

26 前項の組を分け、及びこれに割りべき数を行なうことができる。

27 前項の組を分け、及びこれに割りべき数を行なうことができる。

28 前項の組を分け、及びこれに割りべき数を行なうことができる。

29 前項の組を分け、及びこれに割りべき数を行なうことができる。

30 前項の組を分け、及びこれに割りべき数を行なうことができる。

31 前項の組を分け、及びこれに割りべき数を行なうことができる。

32 前項の組を分け、及びこれに割りべき数を行なうことができる。

33 前項の組を分け、及びこれに割りべき数を行なうことができる。

34 前項の組を分け、及びこれに割りべき数を行なうことができる。

35 前項の組を分け、及びこれに割りべき数を行なうことができる。

36 前項の組を分け、及びこれに割りべき数を行なうことができる。

37 前項の組を分け、及びこれに割りべき数を行なうことができる。

38 前項の組を分け、及びこれに割りべき数を行なうことができる。

39 前項の組を分け、及びこれに割りべき数を行なうことができる。

40 前項の組を分け、及びこれに割りべき数を行なうことができる。

41 前項の組を分け、及びこれに割りべき数を行なうことができる。

42 前項の組を分け、及びこれに割りべき数を行なうことができる。

43 前項の組を分け、及びこれに割りべき数を行なうことができる。

44 前項の組を分け、及びこれに割りべき数を行なうことができる。

45 前項の組を分け、及びこれに割りべき数を行なうことができる。

46 前項の組を分け、及びこれに割りべき数を行なうことができる。

47 前項の組を分け、及びこれに割りべき数を行なうことができる。

48 前項の組を分け、及びこれに割りべき数を行なうことができる。

49 前項の組を分け、及びこれに割りべき数を行なうことができる。

50 前項の組を分け、及びこれに割りべき数を行なうことができる。

51 前項の組を分け、及びこれに割りべき数を行なうことができる。

52 前項の組を分け、及びこれに割りべき数を行なうことができる。

53 前項の組を分け、及びこれに割りべき数を行なうことができる。

54 前項の組を分け、及びこれに割りべき数を行なうことができる。

55 前項の組を分け、及びこれに割りべき数を行なうことができる。

56 前項の組を分け、及びこれに割りべき数を行なうことができる。

57 前項の組を分け、及びこれに割りべき数を行なうことができる。

58 前項の組を分け、及びこれに割りべき数を行なうことができる。

59 前項の組を分け、及びこれに割りべき数を行なうことができる。

60 前項の組を分け、及びこれに割りべき数を行なうことができる。

61 前項の組を分け、及びこれに割りべき数を行なうことができる。

62 前項の組を分け、及びこれに割りべき数を行なうことができる。

63 前項の組を分け、及びこれに割りべき数を行なうことができる。

64 前項の組を分け、及びこれに割りべき数を行なうことができる。

65 前項の組を分け、及びこれに割りべき数を行なうことができる。

水統的に漁業を営もうとする者であるかどうか。

66 前五項の規定は、大型捕鯨業に適用しない。

67 指定遠洋漁業の起業の認可を受ける者が死亡した場合において、その相続人が起業の認可を申請した場合。但し、相続人が

督促し、督促手数料及び延滞金を徴収する。

2 免許料又は許可料並びに前項の規定による督促手数料及び延滞金は、國税滞納処分の例によりこれを処分し、又は滞納者の居住地若しくはその者の財産所在地の市町村に対してその処分を請求することができる。

3 政府が前項の規定によつて市町村に対し処分を請求したときは、市町村は、市町村税の例によつてこれを処分する。この場合においては、政府は、徴収金額の百分の四を当該市町村に交付しなければならない。

(先取特権の順位)

第七十九條 免許料、許可料並びに前條第一項の規定による督促手数料及び延滞金の先取特権の順位は、國税に次ぐものとする。

(書類の送達)

第八十條 免許料、許可料並びに第七十九條第一項の規定による督促手数料及び延滞金に関する書類の送達については、國稅徴収法(明治三十一年法律第二十一号)第四條(委任規定)第八十二条 前六條に規定するもの以外、免許料及び許可料に関する必要な事項は、命令で定める。

第六章 漁業調整委員会及び中央漁業調整審議会

(漁業調整委員会)

第八十二条 漁業調整委員会は、海区漁業調整委員会及び連合海区漁業調整委員会とする。

2 海区漁業調整委員会は、主務大臣及び都道府県知事の監督に、連合海区漁業調整委員会は、瀬戸内海連合海区漁業調整委員会を除き、主務大臣及びその設置された海区を管轄する都道府県知事の監督に、瀬戸内海連合海区漁業調整委員会は、主務大臣の監督に属する。

(所掌事項)

第八十三条 漁業調整委員会は、その設置された海区の区域内における漁業に関する事項を処理する。

第二節 海区漁業調整委員会

第八十四条 海区漁業調整委員会は、海面(主務大臣が指定する内水面を含む)につき主務大臣が定める海区に置く。

2 主務大臣は、前項の規定により内水面を指定し、又は海区を定めたときは、これを公示する。

(構成)

第八十五条 海区漁業調整委員会は、委員をもつて組織する。

2 海区漁業調整委員会に会長を置く。会長は、委員が互選する。但し、委員が会長を互選することができないときは、都道府県知事が第三項第二号の委員の中からこれを選任する。

3 委員は、左に掲げる者をもつて充てる。

一 第八十六条の規定により選舉権を有する者が同條の規定により被選舉権を有する者につき選舉した者七人

められる者の中から都道府県知事が選任した者一人

事が選任した者一人

と認めるとときは、委員会に専門委員を置くことができる。

5 専門委員は、学識経験がある者の中から、都道府県知事が選任する。

6 委員会には、書記又は補助員を置くことができる。

(選舉権及び被選舉権)

第八十六条 海区漁業調整委員会が設置される海区に沿う市町村(海区に沿わない市町村であつて、当該海区において漁業を営み又はこれに從事する者が相当数その区域内に住所又は事業場を有している等に特別の事由によつて主務大臣が指定したものと含む)の区域内に住所又は事業場を有する者であつて、一年に九十日以上、漁船を使用する漁業を営み又は漁業者のために漁船を使用して行う水産動植物の採捕又は養殖に從事するものは、海区漁業調整委員会の委員の選舉権及び被選舉権を有する。

2 都道府県知事は、当該海区の特殊な事情により、当該海区漁業調整委員会の意見をきいて、特定の漁業につき、前項の漁業者又は漁業従事者の範囲を拡張し、又は限らざる。

(選舉人名簿)

第八十七条 第八十六条第一項の市町村の選舉管理委員会は、命令の定めるところにより、申請に基いて、毎年二月一日現在で選舉人の選舉資格を調査し、海区漁業調整委員会選舉人名簿を調査しなければならない。

2 投票は、一人一票に限る。

3 投票は、選舉人が自ら投票所に行き、投票用紙に候補者一人の氏名(法人にあつては名称、以下同じ)を自書して行わなければならぬ。但し、法人にあつては、その指定する者が行うものとし、この場合において必要な事項は、政令で定める。

4 選舉用紙には、選舉人の氏名を記載してはならない。

(投票の無効)

第九十一条 左に掲げる投票は、無効とする。

2 成規の用紙を用いないもの

一 候補者でない者の氏名を記載したもの

を有していたものは、在任中行われる選舉又は退任後最初に行われ

る選舉について、前二項の規定により選舉権及び被選舉権を有しない場合であつても、選舉権及び被選舉権を有するものとみなす。

5 衆議院議員選舉法(大正十四年法律第四十七号)第十三條から第十七條まで(選舉人名簿)の規定は、第一項の選舉人名簿に準用する。この場合において、同法第十三條中「十一月五日」とあるのは「三月二十日」と、第十七條第一項中「十二月二十日」とあるのは「五月五日」と、同條第二項中「十二月十九日」とあるのは「五月四日」と読み替えるものとする。

3 選舉人の年齢は、選舉人名簿確定の期日で算定する。

4 選舉人名簿には、選舉人の氏名及び生年月日(法人にあつては名称並びに住所(当該地区内に住所がない場合には事業場))等を記載しなければならない。

第三百二條 委員は、自己又は同居の刑に処せられたとき。

2 前項の場合においては、委員は、第一百二條の規定にかかるが、決議に加わることはできる。

3 第二項の規定による決定は、文にをもつてし、その理由をつけて本人に交付しなければならない。

4 第一項の規定による決定に不服がある者は、委員会を被告として裁判所に出訴することができる。

5 委員は、第九十四條において準用する地方自治法第六十六條第一項、第四項若しくは同法第六十八條第二項又は本條第一項若しくは第三項の規定による決定又は判決が確定するまでは、その職を失わない。

(委員の任期) 第九十八條 委員の任期は、二年とする。

2 第八十五條第三項第一号の委員の任期は、総選挙の日から起算する。但し、委員の任期満了の日前に総選挙を行つた場合においては、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。

3 補欠委員は、前任者の残任期間を在任する。

4 委員は、その任期が満了しても、後任の委員が就任するまでの間は、なおその職務を行う。

(委員の解職の請求) 第九十九條 選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の三分の一以上の者の連署をもつて、その代表者から、都道府県の選舉管理委員会に対し、第八十

第三百三條 都道府縣知事は、海区漁業調整委員会の議決が法令に違反

し、又は著しく不當であると認めるとときは、理由を示してこれを再議に付することができる。但し、議決があつた日から一箇月を経過したときは、この限りでない。

4 委員は、前項の規定による解職の投票において過半数の同意があつたときは、その職を失う。

5 政令で特別の定をするものを除く外、委員の選挙に関する規定は、第三項の規定による解職の投票に適用する。

(委員の解任) 第一百條 都道府縣知事は、特別の事由があるときは、第八十五條第三項第二号の委員を解任することができる。

(委員会の会議) 第一百一條 海区漁業調整委員会は、一定員の過半数にあたる委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 海区漁業調整委員会の会議は、公開する。

4 公開する。議事録を作成し、これ

第三百四條 委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事件について、議事にあずかる

ことができる。但し、海区漁業調整委員会の承認があつたとき

は、会議に出席し、発言するこ

ができる。

(議決の再議)

第三百三條 都道府縣知事は、海区漁業調整委員会の議決が法令に違反

し、又は著しく不當であると認めるとときは、理由を示してこれを再議に付することができる。但し、議決があつた日から一箇月を経過したときは、この限りでない。

(解散命令)

第三百四條 主務大臣は、海区漁業調整委員会が議決を怠り、又はその議決が法令に違反し、若しくは著しく不当であると認めて中央漁業調整審議会が請求したときは、海区漁業調整委員会の解散を命ずる

(解散命令)

第三百四條 主務大臣は、海区漁業調整委員会は、これを監督する都道府縣知事に對して、これに代るべき定を申請することができる。この場合において、各海区漁業調整委員会を置くことができる。

5 前項の協議がととのわないときは、海区漁業調整委員会は、これを監督する都道府縣知事に對して、これに代るべき定を申請することができる。この場合において、各海区漁業調整委員会を置くことができる。

6 第三項又は前項の協議がととのわないときは、都道府縣知事は、主務大臣に對して、これに代るべき定をすべきことを申請することができる。

7 前二項の規定により都道府縣知事又は主務大臣が定をしたときは、都道府縣知事は、その定めるところにより協議する。但し、第五項の規定により協議がある者の中から、その半数以下の人數を限り、委員を選任することができる。

8 第三項の海区漁業調整委員会の議決がととのわないときは、前條第五項後段に規定する場合及び同

5 前項の委員の選任については、前條第五項後段に規定する場合及び同

6 第三項の海区漁業調整委員会の議決がととのわないときは、前條第五項の規定を準用する。

7 第三項、第五項又は前項において準用する前條第五項の都道府縣知事の協議がととのわないときは、前條第六項の規定を準用する。

2 委員は、その区域を設立した海区に連合海区漁業調整委員会を置くことができる。

3 委員は、必要があると認め

るときは、都道府縣知事に對して、連合海区漁業調整委員会を設置すべきことを命ずることができる。

4 都道府縣知事が第一項の規定により連合海区漁業調整委員会を設置する場合において、その海区の一部が他の都道府縣知事の管轄に属するときは、当該都道府縣知事と協議しなければならない。

5 委員の定数は、前條第一項に規定する場合にあつては、同條第三項に規定する場合を除き、都道府縣知事が、同條第三項に規定する場合にあつては各都道府縣知事が協議して、同條第四項に規定する場合にあつては各海区漁業調整委員会が協議して定める。

6 前條第一項の規定により連合海区漁業調整委員会を設置した都道府縣知事又は同條第四項の規定により連合海区漁業調整委員会を設置した海区漁業調整委員会が協議して、同條第四項に規定する場合にあつては各海区漁業調整委員会が協議して定める。

7 委員の定数は、前條第一項に規定する場合にあつては、同條第三項に規定する場合を除き、都道府縣知事が、同條第三項に規定する場合にあつては各都道府縣知事が協議して、同條第四項に規定する場合にあつては各海区漁業調整委員会が協議して定める。

8 委員の定数は、前條第一項に規定する場合にあつては、同條第三項に規定する場合を除き、都道府縣知事が、同條第三項に規定する場合にあつては各都道府縣知事が協議して、同條第四項に規定する場合にあつては各海区漁業調整委員会が協議して定める。

9 委員の定数は、前條第一項に規定する場合にあつては、同條第三項に規定する場合を除き、都道府縣知事が、同條第三項に規定する場合にあつては各都道府縣知事が協議して、同條第四項に規定する場合にあつては各海区漁業調整委員会が協議して定める。

10 委員の定数は、前條第一項に規定する場合にあつては、同條第三項に規定する場合を除き、都道府縣知事が、同條第三項に規定する場合にあつては各都道府縣知事が協議して、同條第四項に規定する場合にあつては各海区漁業調整委員会が協議して定める。

11 委員の定数は、前條第一項に規定する場合にあつては、同條第三項に規定する場合を除き、都道府縣知事が、同條第三項に規定する場合にあつては各都道府縣知事が協議して、同條第四項に規定する場合にあつては各海区漁業調整委員会が協議して定める。

12 委員の定数は、前條第一項に規定する場合にあつては、同條第三項に規定する場合を除き、都道府縣知事が、同條第三項に規定する場合にあつては各都道府縣知事が協議して、同條第四項に規定する場合にあつては各海区漁業調整委員会が協議して定める。

13 委員の定数は、前條第一項に規定する場合にあつては、同條第三項に規定する場合を除き、都道府縣知事が、同條第三項に規定する場合にあつては各都道府縣知事が協議して、同條第四項に規定する場合にあつては各海区漁業調整委員会が協議して定める。

14 委員の定数は、前條第一項に規定する場合にあつては、同條第三項に規定する場合を除き、都道府縣知事が、同條第三項に規定する場合にあつては各都道府縣知事が協議して、同條第四項に規定する場合にあつては各海区漁業調整委員会が協議して定める。

15 委員の定数は、前條第一項に規定する場合にあつては、同條第三項に規定する場合を除き、都道府縣知事が、同條第三項に規定する場合にあつては各都道府縣知事が協議して、同條第四項に規定する場合にあつては各海区漁業調整委員会が協議して定める。

16 委員の定数は、前條第一項に規定する場合にあつては、同條第三項に規定する場合を除き、都道府縣知事が、同條第三項に規定する場合にあつては各都道府縣知事が協議して、同條第四項に規定する場合にあつては各海区漁業調整委員会が協議して定める。

17 委員の定数は、前條第一項に規定する場合にあつては、同條第三項に規定する場合を除き、都道府縣知事が、同條第三項に規定する場合にあつては各都道府縣知事が協議して、同條第四項に規定する場合にあつては各海区漁業調整委員会が協議して定める。

18 委員の定数は、前條第一項に規定する場合にあつては、同條第三項に規定する場合を除き、都道府縣知事が、同條第三項に規定する場合にあつては各都道府縣知事が協議して、同條第四項に規定する場合にあつては各海区漁業調整委員会が協議して定める。

19 委員の定数は、前條第一項に規定する場合にあつては、同條第三項に規定する場合を除き、都道府縣知事が、同條第三項に規定する場合にあつては各都道府縣知事が協議して、同條第四項に規定する場合にあつては各海区漁業調整委員会が協議して定める。

20 委員の定数は、前條第一項に規定する場合にあつては、同條第三項に規定する場合を除き、都道府縣知事が、同條第三項に規定する場合にあつては各都道府縣知事が協議して、同條第四項に規定する場合にあつては各海区漁業調整委員会が協議して定める。

21 委員の定数は、前條第一項に規定する場合にあつては、同條第三項に規定する場合を除き、都道府縣知事が、同條第三項に規定する場合にあつては各都道府縣知事が協議して、同條第四項に規定する場合にあつては各海区漁業調整委員会が協議して定める。

22 委員の定数は、前條第一項に規定する場合にあつては、同條第三項に規定する場合を除き、都道府縣知事が、同條第三項に規定する場合にあつては各都道府縣知事が協議して、同條第四項に規定する場合にあつては各海区漁業調整委員会が協議して定める。

(土地の使用及び立入等)
第一百二十條 漁業者、漁業協同組合又は漁業協同組合連合会は、左に掲げる目的のために必要があるときは、都道府縣知事の許可を受け、他人の土地を使用し、又は立木竹若しくは土石の除去を制限することができる。

一 漁場の標識の建設

二 魚見若しくは漁業に関する信號又はこれに必要な設備の建設

三 漁業に必要な目標の保存又は建設

第一百二十一條 漁業者は、必要があるときは、都道府縣知事の許可を受けて、特別の用途のない他人の土地に立ち入つて漁業を営むことができる。

第一百二十二条 漁業に関する測量、実地調査又は前二項の目的のために必要があるときは、都道府縣知事を受けて、他人の土地に立ち入り、又は支障となる木材を伐採し、その他障害物を除去することができる。

第一百二十三条 前二項の行爲をする者は、あらかじめその旨を土地の所有者又は占有者に通知し、且つ、これによつて生じた損失を補償しなければならない。

(土地及び土地の定着物の利用)
第一百二十四條 漁業者、漁業協同組合又は漁業協同組合連合会は、土地又は土地の定着物が海草乾場、船揚場、漁場その他の漁業上の施設として利用することが必要且つ適當であつて他のものをもつて代えられることが著しく困難であるときは、都道府縣知事の認可を受け

第一百二十五條 前二項の場合において、協議がととのわざ、又は、都道府縣知事の認可を受け

て、当該土地又は当該定着物の所有者その他これに關して権利を有する者に対し、これを使用する権利(以下「使用権」という。)の設定に関する協議を求めることができる。

2 前項の認可の申請があつたときは、都道府縣知事は、同項の土地又は土地の定着物の所有者その他これに關して権利を有する者、同項の認可を受けようとする者及び海区漁業調整委員会の意見をきかなければならぬ。

3 都道府縣知事は、第一項の認可をしたときは、その旨を土地又は土地の定着物の所有者その他これに關して権利を有する者に通知しなければならない。

4 前項の通知を受けた後は、土地又は土地の定着物その他これに關して権利を有する者は、第一項の協議が整うまでは、使用の目的たる漁業に支障を及ぼす虞がない場合を除き、都道府縣知事の許可を受けなければならぬ。

5 前項の規定による裁定の申請に係る土地又は土地の定着物の所有者は、前項の意見書において、海区漁業調整委員会に意見書を差し出すことができる。

6 海区漁業調整委員会は、土地若しくは土地の定着物の使用が三箇月以上にわたり、又は土地若しくは土地の定着物の形質の変更を來さずような使用権の設定をすべき旨の裁定をし、若しくは收去することができない。但し、その協議がととのわない場合において、第一百二十五條第一項但書の期間内に同項の裁決の申請がないときは、この限りでない。

7 裁定は、その申請の範囲をこえなければならない。

8 海区漁業調整委員会は、土地若しくは土地の定着物の使用が三箇月以上にわたり、又は土地若しくは土地の定着物の形質の変更を來さずような使用権の設定をすべき旨の裁定をし、若しくは收去することができない。

9 海区漁業調整委員会は、使用権を設定すべき旨の裁定をしよとす場合において第五項の申請があつたときは、当該工作物の移轉料に對し、当該土地若しくは当該定着物の使用が三箇年以上にわたり、又は当該土地若しくは当該定着物の形質の変更を來すような使用者の設定をすべき旨の裁定をし、若しくは收去することができない。但し、その協議がととのわない場合において、第一百二十五條第一項但書の期間内に同項の裁決の申請がないときは、この限りでない。

10 使用権を設定すべき旨の裁定又は買取るべき旨の裁定においては、左の事項を定めなければならない。
一 使用権を設定すべき土地若しくは土地の定着物を買取るべき旨の裁定をすべき旨の裁定をし、当該土地又は当該定着物を買取るべき旨の裁定をすべきこと

11 海区漁業調整委員会は、裁定をしたときは、遅滞なくその旨を当該土地又は当該定着物の所有者その他これに關して権利を有する者に通知し、且つ、これを公示しなければならない。

12 前項の公示があつたときは、裁定の定めるところにより当事者間に協議がととのつたものとみなされなければならない。

13 民法第六百十二條(質借権の譲渡等の禁止)の規定は、前項の場合には適用しない。

14 第百二十六条 漁業者、漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が第二十四條第一項に規定する土地又は土地の定着物を漁業に使用するため貸付を受けている場合において経済事情の変動その他事情の変更によりその契約の内容が適正でなくなつたと認めるときは、当事者は、海区漁業調整委員会に対し、当該貸付契約の内容の変更又は解除に関する裁定を申請することができる。

15 第百二十七条 前項の申請があつた場合には、左の事項を定めなければならない。
一 変更に関する裁定の申請の場合は、あつては変更するかどうか、変更する場合はその内容及

る。但し、当該工作物が前條第三項の通知があつた後に設置されたものであるときは、この限りでない。

五 第五項の申請のあつた場合においては、移轉料並びにその支拂方法及び時期

6 海区漁業調整委員会は、前項の期間を経過した後に審議を開始しないことができない。

7 裁定は、その申請の範囲をこえなければならない。

8 海区漁業調整委員会は、土地若しくは土地の定着物の使用が三箇月以上にわたり、又は土地若しくは土地の定着物の形質の変更を來さずような使用権の設定をすべき旨の裁定をし、若しくは收去するべき旨の裁定をしなければならない。

9 海区漁業調整委員会は、使用権を設定すべき旨の裁定をしよとす場合において第五項の申請があつたときは、当該工作物の移轉料に對し、当該土地若しくは当該定着物を買取るべき旨の裁定をしなければならない。

10 第百二十八条 漁業者、漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が第二十四條第一項に規定する土地又は土地の定着物を漁業に使用するため貸付を受けている場合において経済事情の変動その他事情の変更によりその契約の内容が適正でなくなつたと認めるときは、当事者は、海区漁業調整委員会に対し、当該貸付契約の内容の変更又は解除に関する裁定を申請することができる。

11 海区漁業調整委員会は、裁定をしたときは、遅滞なくその旨を当該土地又は当該定着物の所有者その他これに關して権利を有する者に通知し、且つ、これを公示しなければならない。

12 前項の公示があつたときは、裁定の定めるところにより当事者間に協議がととのつたものとみなされなければならない。

13 民法第六百十二條(質借権の譲渡等の禁止)の規定は、前項の場合には適用しない。

14 第百二十九条 漁業者、漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が第二十四條第一項に規定する土地又は土地の定着物を漁業に使用するため貸付を受けている場合において経済事情の変動その他事情の変更によりその契約の内容が適正でなくなつたと認めるときは、当事者は、海区漁業調整委員会に対し、当該貸付契約の内容の変更又は解除に関する裁定を申請することができる。

15 第百三十条 前項の申請があつた場合には、左の事項を定めなければならない。
一 変更に関する裁定の申請の場合は、あつては変更するかどうか、変更する場合はその内容及

16 第百三十一条 前項の申請があつた場合には、左の事項を定めなければならない。
一 変更に関する裁定の申請の場合は、あつては変更するかどうか、変更する場合はその内容及

17 第百三十二条 前項の申請があつた場合には、左の事項を定めなければならない。
一 変更に関する裁定の申請の場合は、あつては変更するかどうか、変更する場合はその内容及

業ヲ内容トスル区画漁業権ニシテ

漁業協同組合又ハ漁業協同組合連

合会ノ有スルモノ除外以下同

ジ」に改める。

第二條 第三條及び第六條中

「漁業権又ハ其登録シタル質借権」

を「定置漁業権又ハ区画漁業権」に

改める。

第四條第一項及び第四項中「漁

業権」を「定置漁業権又ハ区画漁業

権」に、同條第一項、第五項及び

第六項中「漁業免許」を「漁業権

に、同條第六項中「水産物ノ蓄殖

保護」を「漁業調整」に、「若ハ國防

其ノ他ノ軍事上必要アル場合、公

益上害アル場合又ハ錯誤ニ依リ漁

業ノ免許ガ與ヘラレタル場合」を

「其ノ他公益上必要アリト認ムル

場合」に改める。

第五條を次のように改める。

第五條 ヒビ建養殖業、カキ養殖

業、漁業法第六條第五項第五号

ノ規定ニヨリ主務大臣ノ指定ス

ル湖沼以外ノ内水面ニ於ル魚類

貝類養殖業又ハ第三種区画漁業タ

業権ニ付漁業財團ヲ設定シタル

場合ニ於テ之ヲ漁業協同組合又

ハ漁業協同組合連合会ニ譲渡セ

ントストキハ漁業権者ハ抵當

権者ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

抵當権者ハ正當ノ事由ニ因ルニ

非ザレバ前項ノ同意ヲ拒ムコト

ヲ得ズ

第一項ノ譲渡アリタルトキハ抵
当権ハ消滅ス

2 新法施行後同法附則第五項によ
り定置漁業権又ハ区画漁業権が抵
当権の目的となることができない

但し、河川において水産動植物
の採捕又は養殖をする者を主たる
構成員とする組合にあつては、組
合の地区内に住所を有し、且つ水
産動植物の採捕又は養殖をする者
(遊漁者を除く。)であつて、採捕

期間中は、定置漁業権又ハ区画漁
業権を有する者は、これについて
抵當権の目的とするため漁業財團
を設けることができない。

第一項の規定施行の際現に漁業

財團又はその登録した質借権につい
て抵當権の目的とするため設けら
れいる漁業財團については、な

お從前の一例による。

(水産業協同組合法一部改正)

第二十條 水産業協同組合法(昭和
二十三年法律第三百四十二号)の

一部を次のように改正する。

第十七條第一項を次のように改め

る。

第十九條第一項の規定により組

合員に出资させ、且つその営む漁

業又はこれに附帶する事業に當時

從事する者の三分の二以上が組合

員又は組合員と世帯を同じくする

者である組合は、第十一條に規定

する事業の外、漁業及びこれに附

帶する事業を営むことができる。

第十七條第一項の次に次の一項を

加え、第二項を第三項とし、同項

中「前項を「前二項」に、「同項」を

「第一項」に改める。

前項の規定により漁業協同組合

が漁業を営むには、組合員の三分

の二以上の書面による同意を必要

とする。

第十八條第一項に次の但書を加え

る。

但し、河川において水産動植物

の採捕又は養殖をする者を主たる

構成員とする組合にあつては、組

合の地区内に住所を有し、且つ水

産動植物の採捕又は養殖をする者

(遊漁者を除く。)であつて、採捕

又は養殖に從事する日数が一年を

通じて三十日から九十日までの間

で定款で定める日数をこえるもの

も組合員たる資格を有する。

第十八條第二項に次の但書を加え

る。但し、前項但書に規定する組合

については、この限りでない。

第十九條第二項に次の但書を加え

る。但し、前項但書に規定する組合

については、この限りでない。

第二十條 第二項中「第十七條

の規定による漁業及びこれに附帶す

る事業を営まない組合の組合員名簿

には第五号の事項を」及び第五号を

削る。

第八十條、第八十一條及び第八十

二條第三項中「從事する者」を「常時

從事する者」に改める。

第八十四條第二項第一号中「第一

号及び第三号から第五号まで」を「第一

号、第三号及び第四号」に改め、

同項第二号の次に次の一号を加え

る。

三 組合の営む漁業又はこれに附

帶する事業に常時從事する者で

ないときはその旨

(水産業團体法の制定に伴う水產

業團体の整理等に関する法律の一

部改正)

第二十一條 水産業團体法の制定に

伴う水産業團体の整理等に関する

法律(昭和二十三年法律第二百四

三号)の一部を次のように改正

する。

第十三條第六項中「財産」を「財

産(漁業権、これを使用する権利

若しくは入漁権又はこれらの権利

に基いて当該水産業團体の取得し

る権利又は入漁権に係る理事の

財産を除く。以下本條中同じ。)」

に改め、同條の次に次の一條を加

える。

又は養殖に從事する日数が一年を

通じて三十日から九十日までの間

で定款で定める日数をこえるもの

も組合員たる資格を有する。

(漁業権管理委員会)

第十三條の二 漁業法施行法(昭和
二十四年法律第二百四十二号)施

行の際現に存する漁業会で漁業

権若しくはこれを使用する権利

は、同法施行後二箇月以内に組

合会を招集しなければならない。

第二十二條 農林中央金庫法(大正
十二年法律第四十二号)の一部を

次のように改正する。

第五條第一項中「漁業協同組

合」を「漁業協同組合、漁業生産

用する。この場合において、

「会員」とあるのは「水産業協同

組合法第十條第一項に規定する

漁民(同法第十八條第一項但書

に規定する者を含む)たる会

員」と読み替えるものとする。

第一項の総会においては、漁業

権管理委員会の委員を選挙し

なければならない。

前項の委員の選挙は、水産業

協同組合法第十條第一項に規定

する漁民(同法第十八條第一項

但書に規定する者を含む)たる

会員の無記名投票によつて行

う。

第三項の委員の定数は、五人

から九人までとし、その全部が

水産業協同組合法第十八條第一

項に規定する漁民でなければな

らない。

漁業権若しくはこれを使用す

る権利又は入漁権に係る理事の

権限は、漁業権管理委員会が行

う。

第一項の漁業会の清算人は、

漁業権若しくはこれを使用する

他の從業者が、その法人又は人の

業務又は財産に關して、第二十四

條の違反行為をしたときは、行為

者を罰するの外、その法人又は人

見をきき、これに従わなければ

ならない。但し、漁業権管理委員会

の意見が総会の議決に反する場合は、この限りでない。

(農林中央金庫法一部改正)

第二十二條 農林中央金庫法(大正

十二年法律第四十二号)の一部を

次のように改正する。

第五條第一項中「漁業協同組合」

を「漁業協同組合、漁業生産

用する。この場合において、

「会員」とあるのは「水産業協同

組合法第十條第一項に規定する

漁民(同法第十八條第一項但書

に規定する者を含む)たる会

員」と読み替えるものとする。

第一項の漁業権を譲渡又は抵當権の目

規定期により効力を有する旧法の失

効前)にした行為の処罰について

は、新法附則第二項の規定にかか

わらず、なお從前の例による。

第二十三條 新法施行前(この法律

第二條に規定する漁業権及びこれ

について現に存し又は新たに設定

される入漁権については、同條の

規定により効力を有する旧法の失

効前)にした行為の処罰について

は、新法附則第二項の規定にかか

わらず、なお從前の例による。

(旧法の罰則の適用)

第二十三條 新法施行前(この法律

第二條に規定する漁業権及びこれ

について現に存し又は新たに設定

される入漁権については、同條の

規定により効力を有する旧法の失

効前)にした行為の処罰について

は、新法附則第二項の規定にかか

わらず、なお從前の例による。

第二十四條 前條の罰を犯した者に

おいて準用する場合を含む)の

規定に違反した者が

併科することができる。

第二十六條 法人の代表者又は法人

若しくは人の代理人、使用人その

他の從業者が、その法人又は人の

業務又は財産に關して、第二十四

條の違反行為をしたときは、行為

者を罰するの外、その法人又は人

に対し、各本條の罰金刑を科する。

附則

- 1 この法律は、新法施行の日から施行する。
- 2 この法律施行後海区漁業調整委員会が設置されるまでの間は、都道府県知状は、第三條第二項又は第四條第三項（同條第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、海区漁業調整委員会の意見をきくことを要しない。

五月七日本委員会に左の事件を付託された。

一、漁港法制定に関する請願（第八百九十九号）

第八百九十九号 昭和二十四年四月二十三日受理

漁港法制定に関する請願

聾願者

山形縣鶴岡市三日町二

山形縣水產業會内山形

縣漁港協会内

尾形六

紹介議員

尾形六郎兵衛君

漁港は漁業の基本的公共施設であり、その整備如何は漁業生産の成否を決するものであるから、強力な漁港施策を樹立して、全國沿岸に施設の整備拡充を図るため、漁港の指定、種類、施設、管理及び経費關係等を明確に規定する漁港法を制定せられたいとの請願。